

議案第 32 号

岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 2 年 3 月 31 日をもって岡山県市町村総合事務組合の共同処理する住民の交通災害共済に関する事務を廃止すること等及び令和 2 年 9 月 30 日をもって美作養護老人ホーム組合が解散することに伴い、当該組合が脱退することを承認するとともに、岡山県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 2 年 6 月 8 日提出

里庄町長 加藤 泰久

（提案理由）

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により岡山県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び組合を組織する地方公共団体数の減少並びに組合規約の変更を協議するに当たり、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

岡山県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

第1条 岡山県市町村総合事務組合規約（平成17年岡山県指令市第1号）の一部を次のように変更する。

第3条第4号中「、成人祝金の給付」を削り、同条第6号を削る。

別表第2第3条第6号に関する事務の項を削る。

第2条 岡山県市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。

別表第1中 「美作養護老人ホーム組合
柵原吉井特別養護老人ホーム組合」 を「柵原吉井特別養護老人ホーム

組合」に改める。

別表第2中「、美作養護老人ホーム組合」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、岡山県知事の許可のあった日から施行し、変更後の岡山県市町村総合事務組合規約の規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規約による変更前の岡山県市町村総合事務組合規約第3条第6号に規定する住民の交通災害共済に関する事務については、令和4年5月31日までは、なお従前の例による。